

静岡県消費生活相談員人材バンク設置要領

(目的)

第1条 この要領は、県内の消費生活相談体制の強化を図るため、「静岡県消費生活相談員人材バンク」(以下「人材バンク」という。)を静岡県に設置し、相談員の採用を希望する市町と消費生活相談員として就業を希望する者との仲介を行うこと等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の3に定める消費生活相談員の資格
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

(登録)

第3条 県民生活課長は、前条に規定する者のうち登録を希望するものからの静岡県消費生活相談員人材バンク登録申出書(様式第1号)に基づき、人材バンクへの登録を行うものとする。

2 前項の登録は、人材バンク登録者リスト(以下「リスト」という。)への登載により行うものとする。

(登録情報の変更)

第4条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに、県民生活課長へ静岡県消費生活相談員人材バンク登録変更届(様式第2号)を提出するものとする。

2 県民生活課長は、前項の登録変更届の提出があった場合、速やかに登録情報の更新を行うものとする。

(登録情報の削除)

第5条 登録者が人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、登録者は、速やかに、県民生活課長に静岡県消費生活相談員人材バンク登録辞退届(様式第3号)を提出するものとする。

2 県民生活課長は、前項の登録辞退届を受理した場合、速やかに申出者にかかる登録情報を削除しなければならない。

(リストの活用方法等)

第6条 消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする市町の消費生活センター又は消費者行政担当課の長(以下「消費生活センター等の長」という。)は、静岡県消費生活相談員人材バンク情報提供依頼書(様式第4号)を市町を所管する県民生活センター所長へ提出するものとする。

2 県民生活センター所長は、前項の提出があったときは、リストに掲載された情報に基づき、速やかに依頼者に対し情報提供するものとする。

3 県民生活センター所長は、第1項の提出があったときは、遅滞なく静岡県消費生活相談員人材バンク情報提供依頼書(様式第4号)の複写を県民生活課長へ提出するものとする。

4 消費生活センター等の長は、県から情報提供を受けた後、当該登録者に対し、勤務条件等を説明し、採用面接等により採用の可否を決定するものとする。

5 消費生活センター等の長は、人材バンクを活用して登録者を消費生活相談員として採用した場合は、速やかに静岡県消費生活相談員人材バンク採用結果報告書(様式第5号)を市町を所管する県民生活センター所長へ提出するものとする。

6 県民生活センター所長は、前項の提出があったときは、遅滞なく静岡県消費生活相談員人材バンク採用結果報告書(様式第5号)の複写を県民生活課長へ提出するものとする。

7 県は、県民生活センター及び賀茂広域消費生活センターにおいて登録者の採用を希望する場合並びに市町消費生活相談窓口の体制強化を支援する場合において、リストを活用することができるものとする。

8 県民生活センター及び賀茂広域消費生活センターが、前項の規定によりリストを活用した場合は、遅滞なく静岡県消費生活相談員人材バンク活用実績報告書(様式第6号)を県民生活課長へ提出するものとする。

(個人情報取扱い)

第7条 県民生活課長及び県民生活センター所長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年静岡県条例第52号)に基づき、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

2 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報を第6条第1項の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3 消費生活センター等の長は、この要領により知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(登録情報の確認等)

第8条 県民生活課長は、必要に応じ、登録者に対し登録情報の確認を行うこと

ができる。

- 2 県民生活課長は、登録者について、その登録情報に虚偽の記載があった場合、又は消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、登録者の登録を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、県民生活課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前日に、県民生活課が所有する「静岡県消費生活相談員候補者リスト」に登録されている者については、施行日に、第3条第1項に規定する登録申出書が提出されたものとみなす。

附 則

この改正は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年8月5日から適用する。